2020 年度　No4

消費生活情報つうしん

発行：東近江市市民生活相談課
0748-24-5619　050-5801-5635

消費者（consumer・コンシューマー）の代表！？の

コンちゃん と **シュマー君** が

保険を利用した家の修理！ についてお知らせします。

シュマー　たいへんや。たいへんや。

コン　どうしたの？シュマー君。

シュマー　あんにゃ、僕ん家にドローンが来るんだにゃ。

コン　それは、どういうこと？

シュマー　えっと、じいちゃんの話では、ドローンを使って、お空から屋根が、壊れてにゃいか確認をするらしいんだにゃ。

コン　画期的だね。下からじゃわからないもんね。

シュマー　そうなんだにゃ。それでにゃ、壊れたところの写真を撮って見せてくれるんだにゃ。おまけににゃ、工事代金や、手数料は保険金が下りるから、にゃにゃんと、タダになるんだにゃ。すごいにゃ。

コン　そうか。ところで、保険っていうと、火災保険を請求するのかな？

シュマー　うん。業者の説明を聞いたじいちゃんの話では、工事は保険金でやるから、自己資金は不要だって言われたんだにゃ。でも火災保険の請求手続きは難しいから、そのサポートを業者がしてくれるの。だから、保険金が出たら、そのうちの 30%がサポート料、残りの７０%が工事代金ににゃるから、僕ん家がお金を出す必要はにゃいんだって。

コン　　なるほど。そういうカラクリなんだね。でも、保険の請求手続きって、保険金の３０％も支払わなきゃならないほど難しいとは思えないんだけど。それに加入している保険会社が、やり方を教えてくれるしね。

シュマー　にゃにゃんと！自分でできるんか。ほんまか？！

コン　　うん。一般的には、保険金の請求書類や、損害箇所の写真、修理にかかる見積書を提出するんだ。場合によっては、保険会社の調査員が訪問することもあるようだよ。まずは、加入している保険会社に連絡をして、手続き方法を確認すればいいよ。

シュマー　じいちゃんにもできそうだにゃ。

コン　　もう、契約はしたの？

シュマー　家のことやから、父ちゃんにも相談するって言うてたから、まだだと思うにゃ。急いでじいちゃんに、この話してくるにゃ。

コン　　そうだね。ところで、シュマー君のお家って、直したばかりじゃなかったっけ。

シュマー　うーん…そういえば、そうだにゃ。どこも壊れてないにゃ。
それも、じいちゃんに言うてくるにゃ。コンちゃん、ありがとうにゃ。

ご相談やお問い合わせは

東近江市消費生活センターへ

〒527-8527　東近江市八日市緑町 10－5　（市民生活相談課内）

◆相談専用電話　0748－24－5659　050-5801－5659

◆相談時間　　9:00～12:00　13:00～16:00
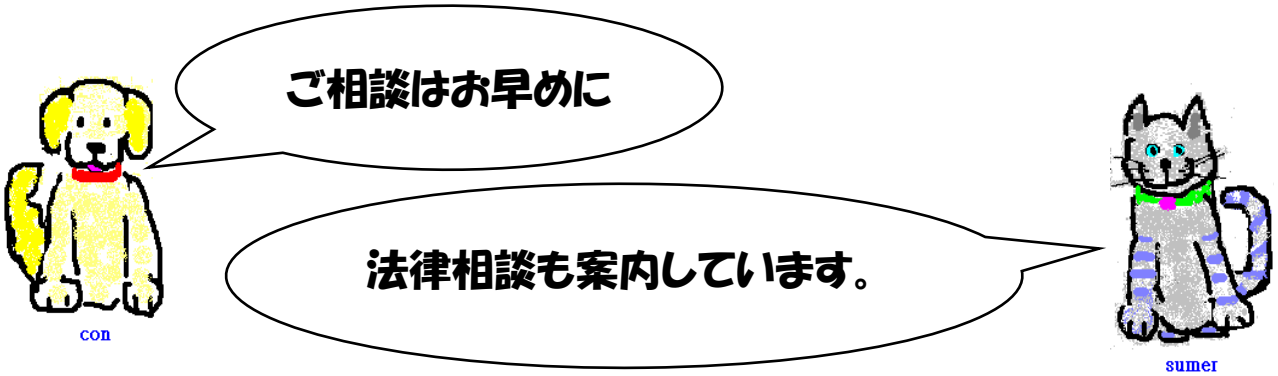
（土・日・祝祭日・年末年始は休み）